

奈良県教育委員会教育長訓令第六号

学校以外の教育機関

学校以外の教育機関に勤務する職員の勤務時間の割振り等に関する規程（昭和四十年十二月奈良県教育委員会教育長訓令甲第四号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から施行する。

平成二十七年三月三十一日

奈良県教育委員会教育長 吉 田 育 弘

第一条中「学校以外の」を削り、「教育機関」の下に「（学校及び橿原考古学研究所を除く。）」を加える。

第三条第一項中「（橿原考古学研究所附属博物館にあつては、橿原考古学研究所以下同じ。）」を削る。

別表橿原考古学研究所附属博物館の項を削る。